

社会福祉主事の任用資格

社会福祉主事の任用資格を有するには、次の(1)から(3)までのいずれかに該当することを要します。

- (1) 社会福祉法により、学校教育法に基づく大学(短期大学を含む。)において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を、3科目以上履修していること(科目の例については、表1、2を参照)
- (2) 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること
- (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士である人

表1 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

平成12年4月1日から適用される科目		
○社会福祉概論	○知的障害者福祉論	○社会学
○社会福祉事業史	○精神障害者保健福祉論	○教育学
○社会福祉援助技術論	○老人福祉論	○倫理学
○社会福祉調査論	○医療社会事業論	○公衆衛生学
○社会福祉施設経営論	○地域福祉論	○医学一般
○社会福祉行政論	○法学	○リハビリテーション論
○社会保障論	○民法	○看護学
○公的扶助論	○行政法	○介護概論
○児童福祉論	○経済学	○栄養学
○家庭福祉論	○社会政策	○家政学
○保育理論	○経済政策	
○身体障害者福祉論	○心理学	

表2 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替え可能範囲

1 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲

社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定」(昭和25年厚生省告示第226号)に定められているところであるが、その科目の読み替えの範囲は次のとおりとする。

なお、指定科目の名称及び読み替える範囲に掲げる科目の名称(以下「科目名」という。)が次のいずれかに該当する場合については、読み替える範囲に該当するものとして取り扱って差し支えない。

- (1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
- (2) 「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について」(平成12年9月13

日付け社援第 2074 号厚生省社会・援護局長通知) の別添「社会福祉主事養成機関における授業科目的目標及び内容」(以下「シラバス通知」という。)に示す教育内容が全て含まれる場合であって、科目名の末尾に「I、II」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合

(3) (1) 及び (2) のいずれにも該当する場合

(例 1) 「社会政策」に相当する科目を行う場合

- ・(1) に該当する場合 「社会政策論」、「社会政策総論」等でも可。
- ・(2) に該当する場合 「社会政策 I」及び「社会政策 II」等でも可。
- ・(3) に該当する場合 「社会政策論 I」及び「社会政策論 II」等でも可。

(例 2) 「介護概論」に相当する科目を行う場合

- ・(1) に該当する場合 「介護福祉原論」、「介護福祉総論」、「介護福祉学総論」等でも可。
- ・(2) に該当する場合 「介護概論 I」及び「介護概論 II」等でも可。
- ・(3) に該当する場合 「介護福祉概説 I」及び「介護福祉概説 II」等でも可。

科目	読替えの範囲
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉
社会福祉事業史	① 社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史
	② 日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること
社会福祉援助技術論	① 社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助 ② 相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法の 2 科目
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会調査
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画
社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度
児童福祉論	① 児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉

	② 児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度並びに家庭福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの 2 科目
家庭福祉論	① 家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助 ② 児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度並びに児童福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの 2 科目
保育理論	保育
身体障害者福祉論	② 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉 (身体障害者福祉と知的障害者福祉を含んでいるものに限っては身体障害者福祉と知的障害者福祉の 2 科目に該当する。)
知的障害者福祉論	① 知的障害者福祉 ② 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉 (身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の 2 科目に該当する。)
精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉
老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ（一）ワーク、コミュニティ（一）オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、コミュニティ（一）福祉
法学	法律学、基礎法学、法学入門
民法	民法総則、民法入門
行政法	
経済学	経済、基礎経済、経済学入門
社会政策	社会政策、労働経済
経済政策	
心理学	心理、心理学理論と心理的支援、心理学入門
社会学	社会理論と社会システム、社会学入門
教育学	教育、教育学入門

2 個別認定

上記 1 の読み替えの範囲に含まれない名称の科目であっても、授業内容が指定科目に合致するものについては、個別に審査のうえ認定することとするので、該当する大学及び短期大学は、原則として授業を開始しようとする日の 6 ヶ月前までに別記様式により社会・援護局福祉基盤課長あて照会されたいこと。

なお、指定科目のうち、社会福祉主事養成機関等指定規則（平成 12 年厚生省令第 53 号）の別表第 1 に定める科目と同一の名称の科目に係る個別審査については、シラバス通知に示す各授業科目の目標及び内容に対応しているか否かを判断基準とするので、留意されたいこと。この場合、既に「社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第一号に基づく指定科目、同条第二号に基づく基礎科目及び第 39 条第二号に基づく社会福祉に関する科目の読み替えの範囲について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 28 号厚生省社会局長通知）に基づき個別認定を受けている科目については、この通知による個別認定を受けたものとみなすものとすること。

※厚生労働省のホームページを参考にしてください。